

八王子市物価高騰対応事業者支援金

物価の高騰により厳しい経営環境にある中小企業者・個人事業主を支援します

受付期間: 令和8年6月15日(月)～令和8年8月31日(月)

● 対象要件

《対象者》

八王子市内で事業を営む中小企業者、個人事業主、要綱に定める法人(一般財団/社団法人、医療法人、公益財団/社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、労働者協同組合)

《主な基本要件》

- ・市税の滞納がないこと。
- ・令和8年(2026年)1月1日時点から八王子市内で事業を営んでいること。
- ・令和8年度に八王子市が実施する物価高騰対応を目的とした他の事業者支援の交付対象でないこと。

※その他の要件もございます。詳細は申請の手引きをご確認ください。

《交付要件》 以下のすべての要件を満たすこと

- ・直近の決算期において営業利益が赤字、または、当該決算期における営業利益率※が、当該決算期の直前の決算期と比較して増加していないこと。

※営業利益率は、売上高に対する営業利益の割合をいいます。

- ・直近2期の決算を比較した場合において、次のいずれの要件も満たすこと。

(ア) 経費の額が前年度比3%以上増加

(イ) 経費の増加額が10万円以上

- ・事業収入が主たる収入であること。

● 交付額

1事業者につき一律10万円

【注意点】

交付対象者は、経営状況・経費の上昇状況等を点数化し、スコアの高い事業者から優先して交付を決定するため、申請しても支援金を受けられない場合があります。

● 申請方法: WEB申請 もしくは 郵送申請

郵送申請先:

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 3-33-15

高井戸トーセイビルⅡ 3階

八王子市物価高騰対応事業者支援金事務局

(受託事業者 株式会社 バックスグループ)

WEB申請ページ・申請書類についてはこちら
(八王子市ホームページ)



問い合わせ先:

《八王子市物価高騰対応事業者支援金専用コールセンター》

TEL: **0120-593-081** (午前9時～午後5時、土日祝日除く)